

【お知らせ】

理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部改正に伴い、令和 8 年 10 月 1 日より理容師名簿及び美容師名簿の登録事項が旧来の区分（例：台湾出身者も一律「中国」表記など）から個人の尊重や多文化共生社会への配慮の視点から表記変更が行われます。

これにより申請用紙の「国籍」の記載がすべて「国籍等」の記載に変更となり登録が可能となります。

なお、理容師名簿及び美容師名簿の登録事項の変更を希望される場合は、従来どおり変更申請手続きが必要となりますのでご承知願います。

公益財団法人理容師美容師試験研修センター